

## 2-① セクシュアル・ハラスメント

### 事例

A教諭は、宿泊を伴った歓送迎会で、酒に酔った状態で女性職員と会話をする中、次第にみだらな気持ちになり、みだらな行為に誘う発言を繰り返した。さらに、その女性職員の肩を抱いたりキスをしたりするとともに、同女性の腹部を触るなどの行為を行い、不快な思いをさせた。

### 【A教諭の考え】

「全てを詳細に覚えていないが、酔った勢いで行ってしまったのだと思う。そのときは自覚がなかったが、今、冷静に考えれば、間違いなくセクハラだと認識している。あってはならない愚かな行為を犯し、皆さんに迷惑をかけて申し訳ない。相手を不快な気持ちにさせ、精神的な苦痛を与えてしまった。」と話した。

### 【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

○どのような行為がセクシュアル・ハラスメントに当たるか、認識していますか。

○セクシュアル・ハラスメントによる相手や周囲への影響は、どのような事が考えられますか。

○セクシュアル・ハラスメントを職場で防止する対応策はどんなことがありますか。

## 【セクシュアル・ハラスメント撲滅に向けたチェックシート】

セクシュアル・ハラスメントは、他者を不快にさせる性的な言動により、相手の人権を無視し、個人としての尊厳を傷つける行為であり、男性・女性問わず、加害者にも被害者にもなりうることを理解しているか。	
相手に親しさを表すつもりの方動であっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があることを認識しているか。	
言動を不快に感じるか、感じないかには、個人差があることを理解しているか。	
相手が拒否したり嫌がったりした自分の言動を、その後も繰り返さないように留意しているか。	
セクシュアル・ハラスメントになり得る言動について、同僚同士で注意し合っているか。	

## 【その他の事例】



B教諭は、職場の懇親会後に同僚に自宅まで送ってもらう際、2人きりの車内において、「好き。」「ハグしていい？」等の発言をした。その後も、SNSを利用して「会いたい。」とメッセージを送って呼び出し、相手の意に反して同僚の車内で手を握る、抱きつく、強引にキスをするなどの行為を行った。

C教諭は、歓送迎会後の帰り道で、異性の教職員を食事に誘い、その後も、相手の意に反して一方的に物品を贈与したり、SNSを利用して性的な内容を含むメッセージを何度も送信したりした。

D教諭は、同僚の女性職員に校内で後ろから抱きつく行為を複数回行った。さらに、同職員に対して、「好きだ。」「一緒に食事に行こう。」等の内容をSNS上で執拗に送信した。

さらに、D教諭は、別の女性職員に対しても、相手の意に反して身体を触る、性的な言葉をかけるなどの行為を行っていた。

E教諭は、勤務校の女性職員に対して、SNSを利用して校内外で呼び出し、二人きりの状況で同職員の胸部や臀部に触れたり、顔を近づけたりするなど、同職員に不快な思いをさせる行為を何度も行った。

## ※参考

### 【栃木県教職員懲戒処分の基準】

#### 1 一般服務関係

(12) セクシャル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外におけるわいせつな言動）等

ア 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した教職員は、**停職**又は**減給**とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は**免職**又は**停職**とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員は、**減給**又は**戒告**とする。

ウ 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職務上の立場を利用して強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員は、**免職**又は**停職**とする。